

初夏の登山やレジャーを楽しむために



6月になると本州では「梅雨」の季節となりぐずぐずした天気が続くようになります。また、北海道や東北では冷たい湿った風「やませ」が吹き低温が続くこともあります。北海道では、はっきりとした「梅雨」の現象はないとされていますが、一時的に北海道にも前線が停滞し雨が降る（いわゆる「えぞ梅雨」）ことがあり、まったく「梅雨」とは無関係ではありません。前線が通過する際に雷雨を伴うこともあ

り、天気の急変には注意が必要です。天候が変わりやすい季節での、登山やレジャーなどを安全に楽しむために、天気を事前に調べるようにしてください。

常に最新の気象情報を利用することが大切です。テレビやラジオのほかインターネットや携帯端末でも情報を入手することができます。

インターネットや携帯端末での気象情報の入手先



○気象庁ホームページ

気象庁のホームページでは、警報・注意報、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、ウィンドプロファイラ(上空の風)等の様々な気象情報を確認することができます。

<http://www.jma.go.jp/jma/> (気象庁ホームページアドレス)

<http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/> (稚内地方気象台ホームページ)

○国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種情報を見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/> PC版

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html> 携帯端末向け

週間予報などを参考にして安全に重点を置いた計画を立てることが危険から身を守ることに繋がります。

※稚内地方気象台ホームページアドレス <http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/>
 ※問い合わせ先 稚内地方気象台 防災業務係長 (電話：0162-23-2679)

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」の施行を迎えて

— 国境を越えた子どもの連れ去りなどの問題解決のために —

～平成26年4月1日から施行されました～

この法律は何を定めているの？

この法律は、国際結婚が破綻した夫婦間で子どもの奪い合いが起きた際のルールを定めた「ハーグ条約」の日本国内における手続を定めています。

具体的には、子どもの返還を確保するための必要な援助などを行うための国の機関として外務大臣を指定すること、日本に子どもが連れ去られた場合には、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所が子どもを元の国に戻すかどうかを決めることなどを定めています。

日本人がトラブルの当事者になることはあるの？

日本人が外国から日本に子どもを無断で連れ帰ってしまうケースや日本から外国に子どもを連れ去られてしまうケースが考えられます。

前者の場合には、連れ去られた一方の親から日本の裁判所に子どもを元の国に戻すための裁判が申し立てられる可能性があります。

後者の場合には、子どもを連れ去られた親などは外務大臣に対し、返還のための必要な援助を求めることができます。なお、この場合には、子どもを日本に戻すための手続は、連れ去られた外国の手続によることとなります。

子どもを元の国に戻すための裁判手続はどうなっているの？

裁判手続の特徴をいくつかご紹介します。

- 手続を行う家庭裁判所は、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所になります。
- 審理は非公開で行われます。
- 電話会議・テレビ会議システムを利用することができます。



- ハーグ条約について、詳しくお知りになりたい方は外務省のウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>) をご覧ください。
- 子の返還の裁判手続について、詳しくお知りになりたい方は東京家庭裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/index.html>) 又は大阪家庭裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/osaka/index.html>) をご覧ください。